

# 越前町環境基本計画

---

令和8年度 ●●●▶ 令和12年度



令和8年3月  
越前町



## 町長あいさつ

越前町は、日本海に面した豊かな海、里山や農地に代表される自然環境と、そこで育まれてきた人々の暮らしが調和したまちです。これらの恵みは、私たちの生活を支えるかけがえのない財産であり、将来の世代へ確実に引き継がなければなりません。

そのため、2008年3月に「越前町環境基本計画」を策定し、見直しを重ねながら環境の保全に努めてきました。しかしながら、地球温暖化の進行や廃棄物問題など、私たちの身近な環境問題は年々深刻化するとともに、

マイクロプラスチック問題や食品ロス問題への対応などの新たな課題も増えていきます。このような深刻化・複雑化する環境問題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、このたび第4次となる「越前町環境基本計画」を策定しました。本計画は、地球環境への配慮や循環型社会の形成、自然環境の保全、快適な生活環境の確保などを総合的に進めるための指針となるものです。

本計画が掲げる環境未来像『人と海・土・里（みどり）が織りなす環（わ）のまち越前』の実現に向けては、町民・事業者・行政が力を合わせ、環境に配慮した行動を積み重ねていくことが重要です。本計画が、環境について考え、行動するきっかけとなり、次世代に誇れる越前町を築いていく一助となることを願っています。

最後になりましたが、策定にあたり、多くのご意見やご提案を賜りました越前町環境保全審議会の委員の皆様、そして関わっていただいたすべての皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和8年3月



越前町長 高田 浩樹

## 目次

第1章 新たな計画の策定 .....	1
1 新たな計画の趣旨 .....	1
2 環境に関連する国内外の動向 .....	1
第2章 計画の基本的事項 .....	4
1 計画の目的 .....	4
2 計画の性格 .....	4
3 環境の考え方 .....	5
第3章 環境未来像 .....	6
第4章 環境未来像の実現に向けて .....	7
1 分野別取り組み .....	7
1) 地球温暖化対策プラン .....	10
2) 自然・歴史・環境保全プラン .....	18
3) 循環型社会共生プラン .....	24
4) 生活環境向上プラン .....	30
5) ひとづくりプラン .....	38
2 地域別取り組み .....	43
1) 自然共生ゾーン .....	44
2) 田園居住ゾーン .....	45
3) 伝統居住ゾーン .....	46
4) 海辺居住ゾーン .....	47
5) 杜の交流ゾーン .....	48
6) 海の交流ゾーン .....	49
7) 市街地交流ゾーン .....	50
8) 歴史的町並みゾーン .....	51



第5章 計画の推進 .....	52
1 計画の推進体制 .....	52
2 計画の進行管理 .....	53
資料編 .....	54
1 越前町環境保全審議会 委員名簿 .....	54
2 越前町環境条例 .....	55
3 環境基本計画改定の流れ .....	68
4 用語集 .....	69

本文中に\*印のついた用語は、巻末の用語集に説明があります。



# 第1章 新たな計画の策定

## 1 新たな計画の趣旨

「越前町環境基本計画」は、平成18年8月に制定された「越前町環境条例」に基づき策定するものです。平成20年の初版以降、平成28年、令和3年に計画を改定し、社会情勢の変化に応じた見直しを重ねてきました。前回の改定以降、国の第六次環境基本計画の閣議決定(令和6年5月)や福井県環境基本計画の改定(令和5年3月)など、環境を取り巻く制度や政策は大きく変化しています。これらを踏まえ、前計画の成果や課題、町の上位計画との整合を図るとともに、近年の国内外の環境に関する分野の動向に即した新たな計画を策定します。

## 2 環境に関連する国内外の動向

地球温暖化\*に伴う気候変動、生物多様性の危機、廃棄物問題など、環境問題は複雑化・多様化しており、国内外でさまざまな取り組みが進められています。

### ○ 地球温暖化

地球温暖化は単なる気温上昇にとどまらず、異常気象の増加による災害の激甚化、海面上昇による沿岸部の浸水、生物多様性\*の損失、経済的な影響などさまざまな問題を引き起こしています。地球温暖化に伴う気候変動は世界共通の課題となっており、国内外でさまざまな対策が進められています。国際的な枠組みとしては、平成27年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定\*」が採択され、「世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の目標として設定されました。それを踏まえ国及び福井県では、2050年の温室効果ガス\*の排出実質ゼロをめざすことを掲げ、取り組みが積極的に進められています。

また、令和5年2月に政府は「GX(グリーントランスフォーメーション)\*実現に向けた基本方針」を閣議決定し、徹底した省エネの推進や再生可能エネルギー\*の主力電源化などにより、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「GX」を進め、2050年カーボンニュートラル\*と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくことを目指しています。

## ○ 生物多様性

令和4年に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組\*では、2030年までに陸と海の自然の30%以上を保全する「30by30\*目標」が掲げられ、生物多様性の保全が国際的な課題とされています。これを踏まえ、国が令和5年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ\*」が掲げられ、生態系の回復、絶滅リスクの低減、外来種の管理などをターゲットにした具体的な戦略と行動計画が示されています。

## ○ 循環型社会

近年、世界規模で資源の大量消費と廃棄物の増加が深刻な問題となっており、持続可能な社会の実現に向けて、資源の有効活用と環境負荷の低減が国際的な課題となっています。日本においても、これらの課題に対応するための各種政策が展開されています。

令和元年には「プラスチック資源循環戦略\*」が策定され、2030年までに使い捨てプラスチックの累積排出量を25%削減すること、容器包装の60%をリユース・リサイクルすること、バイオマスプラスチックを約200万トン導入することなど、具体的な数値目標が掲げられました。また、同年には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン\*」も策定され、ポイ捨てや不法投棄の防止、非意図的な海洋流出の抑制など、包括的な対策が進められています。

さらに、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律\*」が施行され、製品の設計から廃棄物処理に至るまで、あらゆる主体がプラスチック資源の循環に取り組むことが求められるようになりました。

令和6年8月には、これまでの取り組みを踏まえた「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、循環経済への移行を加速させることを基本方針とし、資源の効率的な利用と環境負荷の最小化を両立させる「サーキュラー・エコノミー」の実現を目指しています。特に、資源循環の高度化やデジタル技術の活用、地域循環共生圏の形成、国際的な資源循環の推進などが重点的に掲げられており、経済と環境の好循環を生み出す新たな社会モデルの構築が求められています。

また、近年「食品ロス\*」が国際的な問題として取り上げられるようになりました。

日本では、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減を推進する体制が整備されました。また、令和7年に改正された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、家庭系食品ロスの半減、事業系食品ロスの60%削減などの数値目標が明記されています。

福井県においても「おいしいふくい食べきり運動\*」などを通じて、消費者に対して「てまえどり(手前から取る)」「欠品を許容する」「期限表示の理解」など、日常の買い物でできる行動を呼びかけています。

## ○ SDGs

平成27年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念に、持続可能な世界を実現するための17ゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が国際的に掲げられています。中には環境分野も多く含まれており、ゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がっています。

※本計画では、各取り組みとSDGsの関わりを示すため、17ゴールのうち該当するSDGsのゴールのアイコンを掲載しており、これらの取り組みを展開することでSDGsの達成に寄与し、持続可能な社会を目指すこととしています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 計画の基本的事項

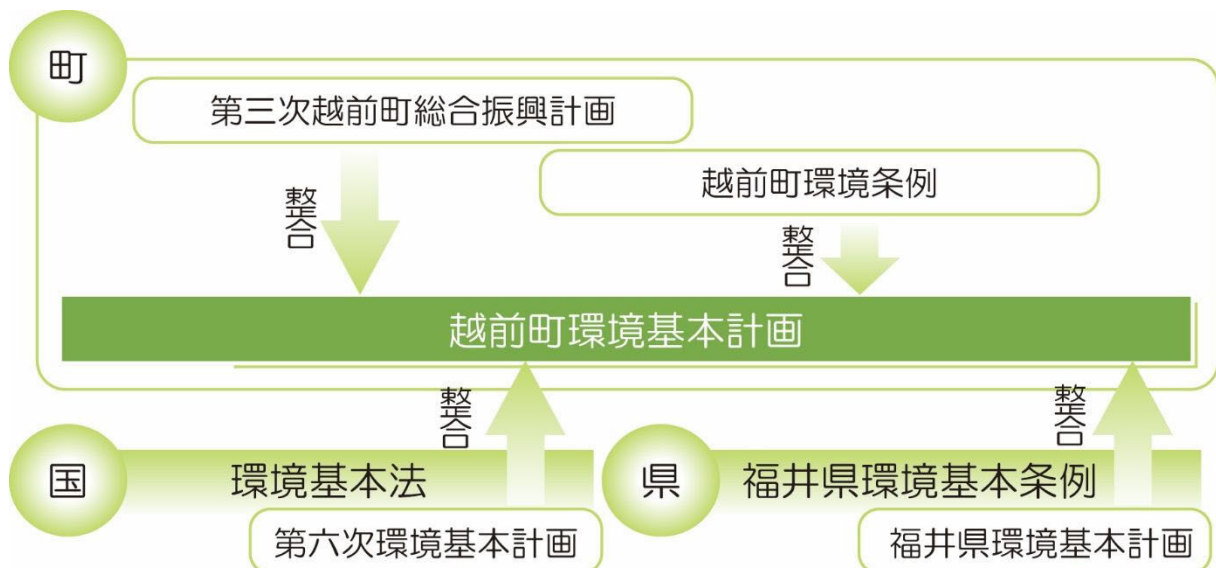
### 1 計画の目的

社会情勢や越前町を取り巻く環境面の課題に対応するためには、町民、事業者、町の各主体が連携した取り組みが必要です。本計画は、各主体が協力し、一体となって越前町の環境づくりに取り組んでいくための方向性を定めることを目的とします。

### 2 計画の性格

#### 1) 位置づけ

越前町環境基本計画は、越前町環境条例に基づいて策定するものであり、国及び福井県の法令や環境基本計画を踏まえるとともに、第三次越前町総合振興計画(令和8年度から令和17年度)を環境面から推進する役割を担うものです。



#### 2) 計画の期間

環境に関する課題や社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、本計画の対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、海外の環境施策を含め、国際的な社会情勢は急速に変化していることから、国内外の動向を継続的に把握し、情勢の変化に応じて柔軟に対応することとします。

### 3 環境の考え方

#### 1) 対象となる環境の分野

本計画において対象としている環境の分野は以下のとおりです。

分野	主な対象項目
地球環境	地球温暖化／省エネルギー／再生可能エネルギー／気候変動
自然・歴史 ・風土	動植物／生物多様性／河川・山林・海／自然景観／ふれあい空間／歴史／文化財／寺社／伝統習慣／観光
循環型社会	ごみの減量、分別の適正化／リサイクル、廃棄物処理／食品ロス／水循環／環境美化／不法投棄
生活環境	大気汚染／水質汚濁／騒音／振動／悪臭／有害化学物質／有害鳥獣／空き家
ひとづくり	知識／意識／環境教育／環境学習／環境活動

#### 2) 各主体の役割

主体の役割は以下のとおりです。

主体	役割・責任
町民 (滞在者含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>日常生活を通じて環境負荷の低減に積極的に取り組む。</li><li>快適な環境の保全及び創造に向け、町の施策に協力する。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>環境法令などを遵守して公害を防止する。</li><li>事業活動における環境負荷の低減に努める。</li><li>従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努める。</li><li>快適な環境の保全及び創造に向け、町の施策に協力する。</li></ul>
町	<ul style="list-style-type: none"><li>快適な環境の保全及び創造のために統括的な役割を務め、それらに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。</li><li>環境に関する情報を収集・提供し、町民・事業者との共通認識を図る。</li><li>町民・事業者と協力するとともに、国や福井県、他市町との連携を図る。</li></ul>

### 第3章 環境未来像

越前町の豊かな自然環境や歴史・伝統を守り続けるためには、町民が郷土を大切に思い、主体的に行動する心が欠かせません。こうした町民の思いを基盤として、自然環境の保全、安心で快適な生活環境の維持、そして気候変動など社会情勢の変化に対応した取り組みを、町民・事業者・町が協働して進めていく「環（わ）」を広げていくことが重要です。

そのため、越前町の望ましい将来の姿である“環境未来像”を以下のように設定し、目標の実現に向けて計画を推進して行きます。



「海・土・里」と「環」の要素は以下のような意味を含みます。

要素	意味
海	美しい景観と豊かな海洋資源
土	由緒ある歴史と伝統を育んだ丹生の名の由来ともなる赤い土
里	田園と里山が調和した人が集うふる里
みどり	緑に包まれた豊かな自然環境
環	各主体(町民、事業者、町)が協働して環境未来像の実現に向けて取り組んでいくこと

## 第4章 環境未来像の実現に向けて

### Ⅰ 分野別取り組み

本章では、環境未来像「人と海・土・里が織りなす環のまち 越前」の実現を目指して、『地球環境』、『自然・歴史・風土』、『循環型社会』、『生活環境』、『ひとづくり』の5つの視点から行動計画を定め、これに基づく施策を展開しています。また、具体的な取り組み内容についても整理しており、基本的に町民・事業者・町の各主体が協力して取り組むものとなりますが、主に関連し率先して取り組みを実施していく主体には「○」を示しています。

#### 地球温暖化対策プラン



地球温暖化が地域社会や生活環境に及ぼす深刻な影響を踏まえ、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用や消費行動の見直しを進めるとともに、気候変動への適切な適応策の実践に取り組みます。

#### 自然・歴史・環境保全プラン



豊かな自然環境や里地里山の景観、地域に根づく伝統文化を将来にわたり守るため、生態系や景観の保全、自然環境の再生、地域資源の活用および文化の継承に取り組みます。

#### 循環型社会共生プラン



循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制を図るため、暮らし方や消費行動の見直しを進めるとともに、町民・事業者・町が連携し、資源を循環的に活用する行動を広げ、持続可能な社会の形成に取り組みます。

#### 生活環境向上プラン



町民が安心して暮らせる地域の実現に向け、生活環境の安全性・快適性の確保するため、公害対策や漂着ごみ対応、空き家管理、有害鳥獣対策を進め、大気・水質・土壌の良好な環境の確保に取り組みます。

#### ひとづくりプラン



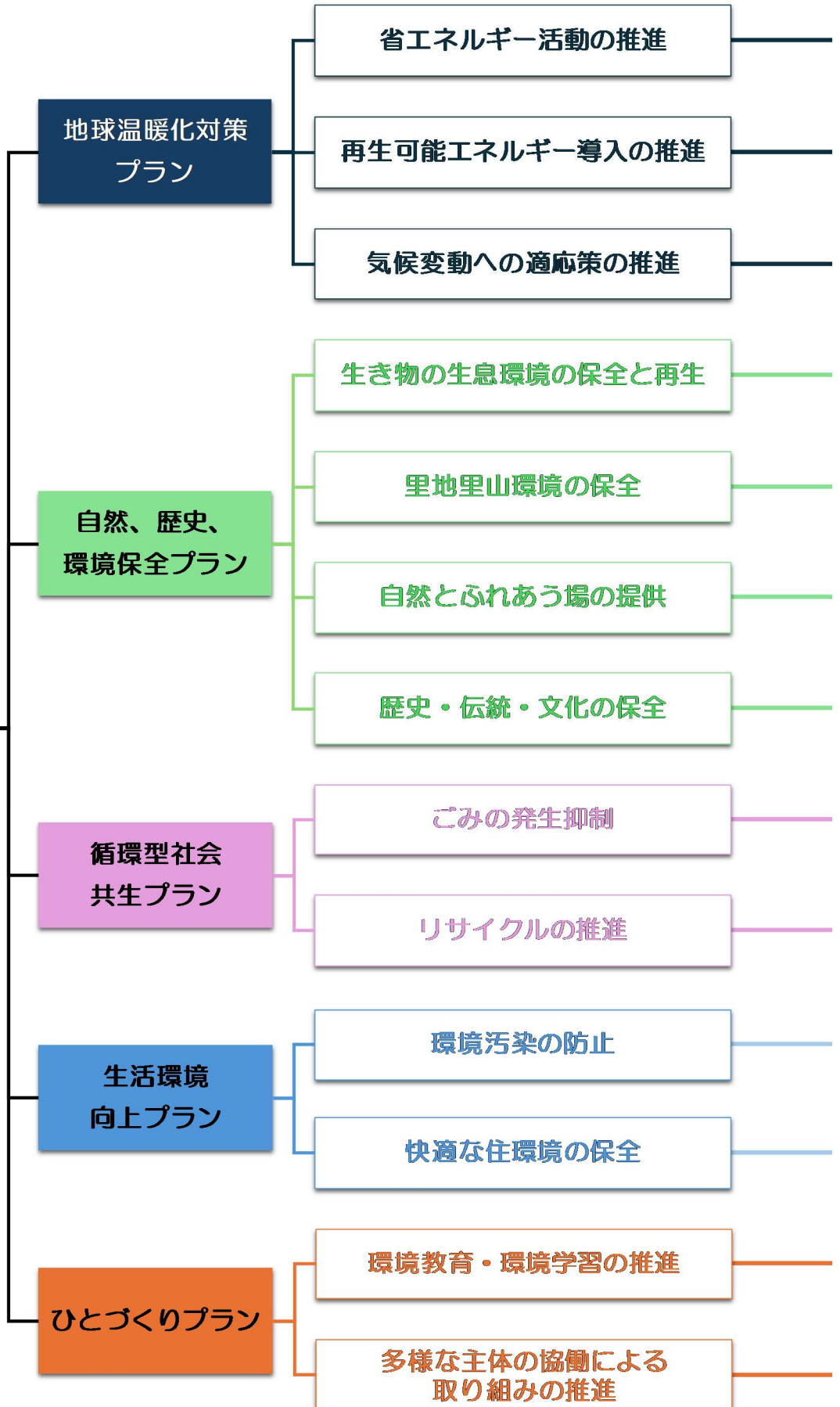
身近に起きている環境の変化やその影響を踏まえ、地球温暖化などの環境課題の改善に向けて、町民・事業者・町が役割を理解し、地域のつながりを大切にしながら日常生活での学びを行動に生かし、良好な環境を未来へ引き継ぐ人づくりに取り組みます。

環境未来像

行動計画

施策

人と海・土・里が織りなす環のまち 越前



## 具体的な取り組み

○事業所の省エネ化の推進    ○ゼロカーボンアクション30やデコ活推進    ○低公害車の導入  
○EV急速充電器の整備推進    ○地産地消の推進

○太陽光発電等の導入推進    ○中小水力発電導入の支援    ○間伐材を活用した木質バイオマスの利用  
○再生可能エネルギー設備の導入

○気候変動適応策等の情報の発信    ○熱中症や感染症の予防対策周知    ○危険が伴う気象情報の発信  
○クーリングシェルターの設置    ○スマート農業・漁業の推進

○生き物調査の実施    ○希少な生き物の生息地の保全・再生    ○コウノトリの保護    ○外来種の防除

○事業活動時の自然環境への配慮    ○耕作放棄地の適正管理の推進    ○適切な森林管理や森林資源の循環利用の推進

○開発時における自然景観への配慮    ○グリーン・ブルーツーリズムの推進    ○水辺を活かした親水空間の整備  
○自然とふれあえる散策コースの整備

○歴史的景観に配慮したまちづくりの推進    ○文化財の適正管理・保護活動の推進    ○越前焼の普及啓発  
○文化財を巡る観光コースの設定

○グリーン購入の推進    ○ペーパーレス化の推進    ○過剰包装の抑制  
○マイ箸、マイボトル等の利用推進    ○生ごみコンポスト化の推進    ○おいしいふくい食べきり運動への協力  
○てまえどりへの協力    ○規格外野菜の購入    ○フードドライブの普及啓発

○ごみの適正分別に向けた情報提供    ○ごみ分別の徹底・資源ごみ回収強化    ○紙のリサイクル、古紙の再生の推進  
○リユースイベントの参加    ○エコステーションの設置

○定期的な環境調査の実施    ○福井県の環境に関する情報の発信    ○各種法令遵守の指導  
○低公害型設備の導入    ○化学物質の適正使用と管理    ○環境保全型農業の推進

○野外焼却防止の普及啓発    ○近隣への迷惑行為の防止    ○空き家・空き地の適正管理  
○環境美化マナーの向上    ○不法投棄防止の環境パトロール    ○環境ボランティアによる地域巡視  
○有害鳥獣の防除・捕獲の強化    ○クマ出没情報の速やかな発信

○学校等における環境教育の推進    ○親子で参加できる体験学習の開催    ○広報やSNSを通じた情報の発信  
○環境教育・環境学習の人材育成    ○地域施設を拠点とした環境学習の推進

○地域の環境活動への参加    ○環境活動の支援    ○環境に関する有識者の派遣    ○環境活動団体の育成・支援  
○環境活動の情報の発信

# 1) 地球温暖化対策プラン



地球温暖化は地域社会や生活環境にも様々な影響を及ぼし始めており、その進行を抑えるための対策は喫緊の課題です。町全体で温室効果ガス削減の取り組みを進めるとともに、避けられない気候変動の影響に備えるための体制を整えていくことが重要です。

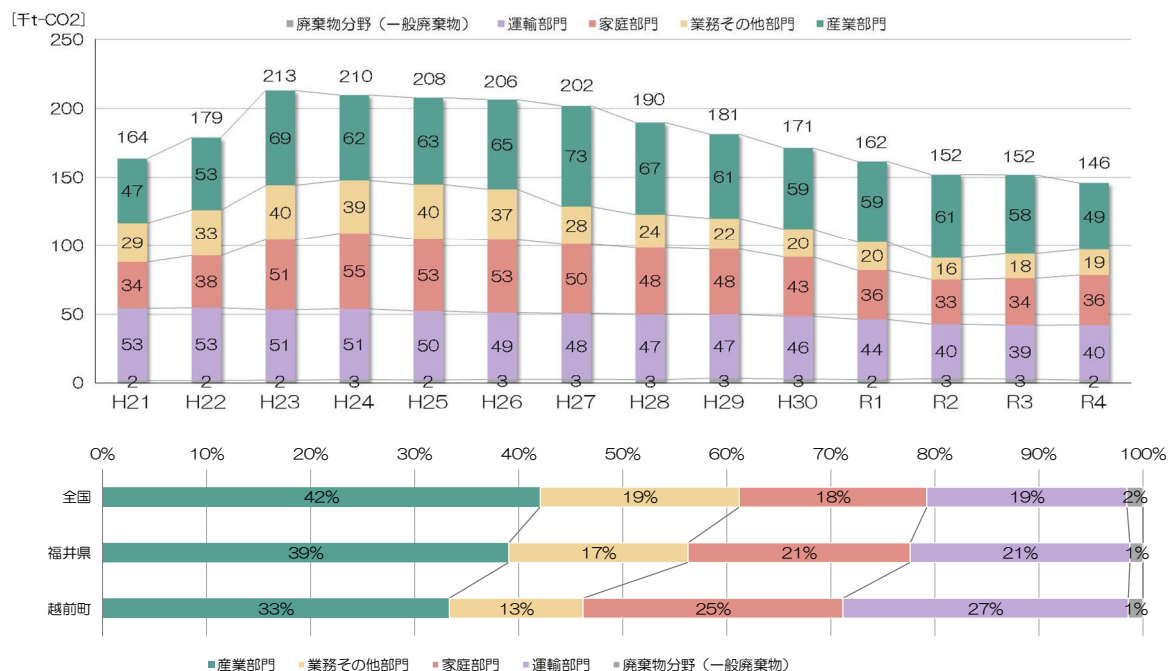
## 現状

### ■ 越前町から排出される温室効果ガス

越前町における温室効果ガス排出量は平成23年度以降減少傾向にあり、令和4年度には14.6万トンとなっています。部門別では、産業部門が全体の33%を占めており、最も割合が高くなっています。

一方、近年は運輸部門、家庭部門、業務その他部門の排出量がやや増加しており、特に運輸部門では、温室効果ガス排出量の90%以上が自動車によるものであり、これが排出量増加の主な要因となっています。

【越前町における部門別温室効果ガス排出量の推移】



出典：環境省(自治体排出量カルテ)

## ■ 地産地消\*による温室効果ガス削減

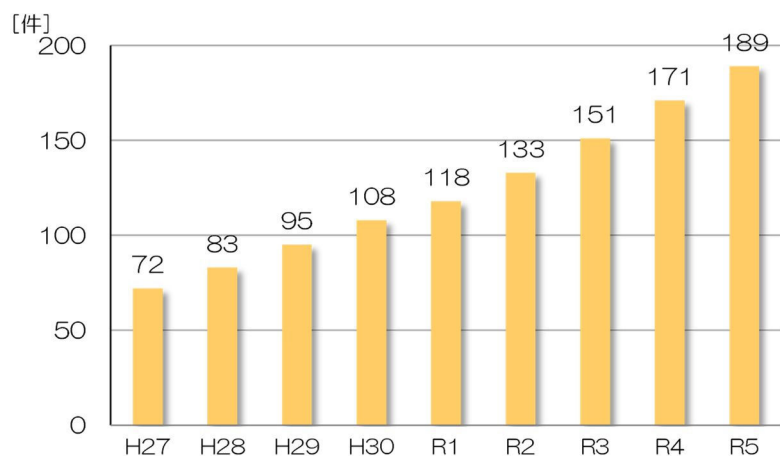
越前町では、地元で生産された新鮮で安心な農林水産物を地元で消費する「地産地消」を推進しています。この取り組みは、地域の食育に貢献するだけでなく、輸送距離の短縮による温室効果ガスの排出抑制につながります。

## ■ 再生可能エネルギーなどの導入状況

越前町では、家庭用太陽光発電(10kW未満)設備の導入が年々増加傾向にあります。令和7年度から、町内の住宅を対象とした太陽光発電および蓄電池設備の導入促進事業補助金制度を創設し、町民の省エネルギー意識の向上と再生可能エネルギーの普及拡大を図っています。公共施設における再生可能エネルギー導入も推進しており、朝日中学校、宮崎中学校、越前中学校、織田小学校並びに越前町生涯学習センターには、既に太陽光発電設備が設置されています。

また、近年は大規模な太陽光発電施設の開発に伴う環境への影響や太陽光パネルの廃棄問題が全国各地で指摘されています。越前町においても、こうした大規模開発が自然環境に及ぼす影響を避けるため、太陽光発電設備などの開発行為に対する監視を一層強化し、地域環境に十分配慮した適正な導入を進めていくことが重要となっています。

【越前町の太陽光発電(10kW未満)設備の導入件数の推移(累積)】



出典：環境省(自治体排出量カルテ)

## ■ 温暖化による気候変動の影響

近年、地球温暖化の進行に伴い、局所的な豪雨の発生や猛暑日の増加など、気候の変化が顕在化しつつあります。

越前町では、こうした温暖化による気候変動への対策として、真夏日における熱中症警戒アラートの周知や、公共施設・店舗をクーリングシェルター\*として指定する取り組みを進めています。

また、温暖化は農業や漁業にも影響を及ぼしており、農業では気温の上昇や少雨傾向による作物の品質低下や収穫量の減少が見られています。漁業においても、海水温の上昇により漁獲量の減少や養殖魚の成育不良などの問題が生じており、地域の産業にも大きな影響が現れ始めています。

## 【クーリングシェルター(越前町役場)】



### Column

## ○新ごみ焼却施設発電

ごみの焼却に伴って発生する蒸気を利用して発電した電力は、化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与することができるクリーンなエネルギーです。鯖江広域衛生施設組合は、令和8年度から鯖江クリーンセンターのごみ焼却施設で、ごみの焼却時に発生する熱を利用して電力を生み出す「ごみ発電」を行います。越前町では、発電された電力を買い取り、越前町役場、各地区コミュニティセンターの電力供給に活用する予定であり、町内で活用することによりエネルギーの地産地消の実現が期待されます。



鯖江クリーンセンター(ごみ焼却施設)

## 課題

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を進めるためには、町民・事業者・町が連携し、省エネルギーや環境に配慮した行動を推進していくことが重要です。特に排出量の多い運輸部門においては、ガソリン車から環境負荷の少ない車両への転換を図る必要があります。  
さらに、越前町が推進する地産地消は、輸送に伴う温室効果ガスの排出抑制に寄与することから、越前町産の農林水産物を積極的に選択する意識の向上が重要となっています。
- ② 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーへの転換が不可欠です。そのため、住宅や事業所、公共施設などへの再生可能エネルギー設備の導入を、今後さらに計画的かつ着実に推進していく必要があります。
- ③ 近年、異常気象や自然災害が頻発し、私たちの安全な暮らしが脅かされる場面が増えています。こうした地球温暖化による影響を軽減するためには、住民への適切な情報提供を行うとともに、被害を最小限に抑えるための「適応策\*」を講じていくことが重要です。  
また、気候変動の影響が年々深刻化している農林漁業を将来にわたって持続的に発展させていくためには、こうした変化に対応し、効率的で効果的な取り組みを進める必要があります。

## 施策

- ① 省エネルギー活動の推進
- ② 再生可能エネルギー導入の推進
- ③ 気候変動への適応策の推進

## 施策と具体的な取り組み

地球温暖化の進行を抑えるためには、町民一人ひとりの意識向上が大きな鍵となります。越前町では、日常生活のエネルギーの使い方の見直しや、環境に配慮した形での再生可能なエネルギーへの転換を進めるとともに、気候変動による影響への備えを強化することで、持続可能で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

### ① 省エネルギー活動の推進

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
事業所の省エネ化(LED化、感知センサー導入など)を推進します。		○	○
国が提唱する「ゼロカーボンアクション30」や「デコ活」に取り組みます。	○	○	○
環境負荷の少ない低公害車を導入します。	○	○	○
EV急速充電器を整備します。			○
エネルギー削減のため地産地消に取り組みます。	○	○	○

### ② 再生可能エネルギー導入の推進

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
太陽光発電・蓄電池設備を導入します。	○	○	○
河川や農業用水路を活用した中小水力発電の導入を支援します。			○
間伐材を活用した木質バイオマス燃料を利用します。	○	○	○
小型風力発電などの再生可能エネルギー設備を導入します。		○	○

### ③ 気候変動への適応策の推進

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
気候変動の影響や適応策に関する情報を発信します。			○
熱中症や感染症などの予防対策を周知します。			○
熱中症警戒アラートなど危険が伴う気象情報を発信します。			○
クーリングシェルターを設置します。		○	○
ロボット技術やICTを活用し、品質・生産性向上などを図るスマート農業、スマート漁業を推進します。		○	○

### 環境指標

指標項目	目標値	
	基準値 (R6)	目標値 (R12)
公共施設における電気自動車用充電器の設置箇所数	2箇所	3箇所
低公害車の公用車台数	4台	6台
公共施設における太陽光発電設置箇所数	5箇所	6箇所

## 〇ゼロカーボンアクション30

2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指す「2050年カーボンニュートラル」。その実現には、社会の仕組みを大きく変えることも必要ですが、一人ひとりのライフスタイルにおいてもできることがあります。普段のライフスタイルの中でどのような行動が脱炭素につながっているのか、そのヒントをわかりやすくまとめているのが「ゼロカーボンアクション30」です。衣食住、移動、買い物などの日々のライフスタイルの脱炭素化だけでなく、健康や快適、おトクといったメリットもあります。



環境省  
Ministry of the Environment  
令和4年度2月更新



ひとりひとりができること  
**ゼロカーボン  
アクション30**



脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。  
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！



<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 エネルギーを 節約・転換しよう！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再エネ電気への切り替え</li> <li>2 クールビズ・ウォームビズ</li> <li>3 節電</li> <li>4 節水</li> <li>5 省エネ家電の導入</li> <li>6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう</li> <li>7 消費エネルギーの見える化</li> </ol>	<div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 太陽光パネルの設置</li> <li>9 ZEH（ゼッチ）</li> <li>10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム</li> <li>11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置</li> <li>12 暮らしに木を取り入れる</li> <li>13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択</li> <li>14 働き方の工夫</li> </ol>	<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 CO2の少ない 交通手段を選ぼう！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>15 スマートムーブ</li> <li>16 ゼロカーボン・ドライブ</li> </ol>	<div style="background-color: #f8bbd0; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 食ロスをなくそう！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>17 食事を食べ残さない</li> <li>18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</li> <li>19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活</li> <li>20 自宅でコンポスト</li> </ol>
<div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 環境保全活動に 積極的に参加しよう！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>30 植林やゴミ拾い等の活動</li> </ol>	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 CO2の少ない製品・ サービス等を選ぼう！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>28 脱炭素型の製品・サービスの選択</li> <li>29 個人のESG投資</li> </ol>	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 3R（リデュース、 リユース、リサイクル）             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う</li> <li>25 修理や修繕をする</li> <li>26 フリマ・シェアリング</li> <li>27 ゴミの分別処理</li> </ol>	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">                 サステナブルな ファッションを！             </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>21 今持っている服を長く大切に着る</li> <li>22 長く着られる服をじっくり選ぶ</li> <li>23 環境に配慮した服を選ぶ</li> </ol>

出典：環境省HP

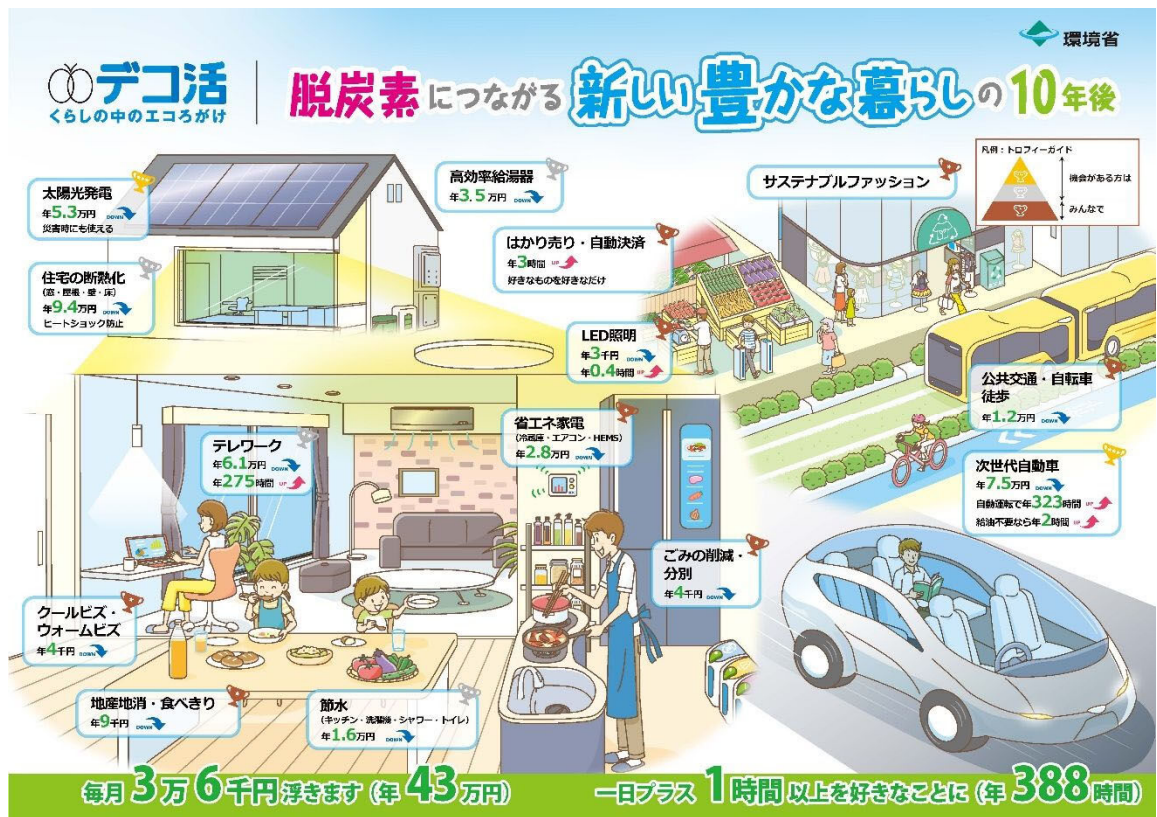
### ゼロカーボンアクション30 アクション一覧

## 〇デコ活

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラルおよび2030年度CO<sub>2</sub>削減目標の実現に向け、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語であり、単なる環境配慮ではなく、快適さ・健康・経済性などの豊かさを同時に実現する暮らし方を提案しています。

# デコ活

くらしの中のエコろがけ



出典：環境省HP

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしのイメージ

## 2) 自然、歴史、環境保全プラン



越前町に広がる豊かな自然は、地域の暮らしを支え、文化や風景の中に息づいています。このかけがえのない自然の恵みを未来へとつなぐため、地域の生き物や風土を守り、自然と人のつながりを育む取り組みを進めていきます。

### 現 状

#### ■ 越前町の生物多様性

越前町の多くを占める山間地では、渡り鳥や猛禽類などの多様な生態系をみることができ、越前町と越前市にまたがる丹生山地南部は、環境省の「重要里地里山」に選定されています。この地域には、ため池や用排水路、山際斜面からしみ出す湧水によって形成された湿地があり、ハッチョウトンボやキタノメダカ、ホタル類など里地里山における特徴的な種が生息しています。

さらに、種の保存法により「国内希少野生動植物種」に指定されているアベサンショウウオの国内最大級の生息地として極めて重要な地域となっています。近年では外来種の侵入が確認されており、貴重な動植物の生息・生育環境が脅かされています。

【アベサンショウウオ(幼生)】



【水仙畑】



## ■ コウノトリ保護の取り組み

近年、福井県ではコウノトリの保護事業が進められています。コウノトリの保護は単なる種の保護に留まらず、環境・社会・経済の多面的な価値を持つ取り組みであり、越前町でも八田における人工巣塔の設置やコウノトリのヒナへの足環(あしわ)の装着などの事業を行っています。平成27年以降、コウノトリは越前町に毎年飛来しており、令和6年には八田巣塔で2羽のヒナが巣立ちました。

【コウノトリ】



【福井県内における野外コウノトリの飛来状況】

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
あわら市				○			○	○	○	○	○	○	○	
坂井市					○	○	○	○	★	○	○	○	○	
福井市	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
永平寺町										○		○	○	
大野市		○					○			○	○			
勝山市														
池田町														
鯖江市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	★	★	★
越前市	○	○	○	○	○	○	●	●	●	★	★	★	★	★
越前町					○	○	○	○	○	○	○	○	○	★
南越前町				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
敦賀市		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美浜町						○		○		○	○	○	○	○
若狭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
小浜市			○	○	○	○	○	○	○	○	★	★	★	★
おおい町	○					○		○	○	○	○	○	○	
高浜町			○		○		○	○		○	○	○	○	
市町数	5	4	4	8	9	11	12	14	12	15	14	14	14	9

野外コウノトリの飛来市町(○飛来 ●産卵 ★巣立ち)

## ■ 豊かな緑

越前町には、丹生山地や越知山を取り巻く里地里山、さらに国定公園に指定されている越前海岸など、風光明媚な自然景観や優れた地形が数多く残されています。これらの多様な自然環境は、四季折々の美しい景観を見せるだけでなく、町の大切な観光資源としても大きな役割を果たしています。

また、町全体の約7%を占める森林は、生物多様性の保全や水源涵養、景観形成に加え、二酸化炭素を吸収・固定することで地球温暖化の防止にも重要な役割を果たしています。

## ■ 歴史・伝統・文化

越前町には、越前二の宮劔神社の梵鐘や大谷寺石造九重塔、八坂神社の釈迦如来坐像など、多くの貴重な文化財が残されています。また、日本六古窯の一つに数えられる越前焼をはじめとする伝統工芸も、地域の文化を支える大切な魅力となっています。

こうした歴史・文化資源の存在もあって町外から訪れる人も多く、令和6年の観光入込数は約158万人となっています。

【越前二の宮劔神社】



【釈迦如来坐像、阿弥陀如来坐像】



【越前町の観光入込数】



## 課題

- ① 越前町の多様な生態系を将来にわたって守るためには、希少種を含む生き物の生息状況を把握し、生息環境の保全や外来種対策、さらにはコウノトリをはじめとする象徴的な生き物の保護への理解と参加を広げつつ、町と関係機関が連携して地域全体の生物多様性を維持する取り組みを進めていく必要があります。
- ② 越前町に広がる美しい里地里山環境を将来にわたり守っていくためには、事業活動における自然環境への負荷を抑える配慮に加え、耕作放棄地の適正管理や、間伐・保育による森林の健全な育成を着実に進めていくことが求められています。
- ③ 越前町の豊かな自然景観を地域の魅力として生かしていくためには、丹生山地や越前海岸の特性を生かした観光や自然体験の機会を広げることが重要です。これらの自然景観は、地域の魅力向上や交流人口の拡大につながる資源であるため、観光や自然体験に結びつく環境整備を計画的に進めていく必要があります。
- ④ 越前町の文化財や伝統工芸の魅力を将来へ確実に伝えていくためには、越前焼の体験機会や文化財を巡る観光を通じて、その価値を分かりやすく発信し、町内外での理解と関心を高めていくことが求められています。

## 施策

- ① 生き物の生息環境の保全と再生
- ② 里地里山環境の保全
- ③ 自然とふれあう場の提供
- ④ 歴史・伝統・文化の保全

## 施策と具体的な取り組み

長い年月をかけて育まれてきた越前町の豊かな自然環境は、外来種の侵入などにより、その姿が失われつつあります。越前町の自然の価値を守り再生しながら、それらを地域の資源として生かし、地域の魅力の向上や文化の継承につなげていく取り組みが求められます。

### ① 生き物の生息環境の保全と再生

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
生き物調査を実施します。	○		○
希少な生き物の生息・生育地を保全・再生します。			○
外来種の防除を実施します。	○	○	○
コウノトリの保護に取り組みます。	○	○	○

### ② 里地里山環境の保全

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
事業活動は自然環境に配慮して実施します。		○	○
耕作放棄地の適正管理を推進します。		○	○
保育や伐採、再造林などの適切な森林管理や森林資源の循環利用を推進します。		○	○

### ③ 自然とふれあう場の提供

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
開発時には自然景観に配慮します。		○	○
グリーンツーリズム・ブルーツーリズム*(丹生山地・越前海岸)を推進します。		○	○
河川や海岸などの水辺を生かした親水空間を整備します。			○
自然とふれあえる散策コースを整備します。			○

### ④ 歴史・伝統・文化の保全

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
歴史的景観に配慮したまちづくりを推進します。			○
文化財の適正な保全管理、保護活動を推進します。	○		○
窯元見学・工芸体験を通じて越前焼の普及啓発を図ります。		○	○
文化財を巡る観光コースを設定し町内外に広く普及啓発を図ります。		○	○

### 環境指標

指標項目	目標値	
	基準値 (R6)	目標値 (R12)
生き物調査の年間実施回数	2回	4回
林業施業士数	23人	25人
福井総合植物園(プラントピア)年間入館者数	1.3万人	1.4万人

### 3) 循環型社会共生プラン



日常生活や事業活動においてごみの発生をゼロにすることは困難ですが、限りある資源を大切に、環境への負荷を抑える暮らし方への移行が求められています。「捨てる」ことを前提とした行動から、循環させて「生かす」行動へと意識を転換し、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

#### 現 状

##### ■ 家庭ごみ

越前町の令和6年における一人一日あたりの家庭可燃ごみの量は451gで減少傾向にあり、生ごみ減量化推進補助金制度や電動式生ごみ処理機購入事業補助金制度の導入によりコンポストや生ごみ処理機の利用も進んでいます。補助金の申請件数も増加傾向にあり、生ごみ減量に向けた取り組みが広がっています。



##### ■ 食品ロス

福井県は全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」に取り組んでおり、越前町も県と連携して食品ロス削減を推進しています。

令和3年度に実施した越前町における可燃ごみ組成調査では、家庭から排出される可燃ごみの42%が食品廃棄物であり、賞味期限切れや食べ残しなど本来食べることができた食品、いわゆる食品ロスが13.1%含まれていました。

食品ロスは、生産の過程で使われるエネルギー資源を無駄にするとともに、処理時の二酸化炭素排出量を増加させ、環境負荷を高める要因となることから、食品ロスの削減に向けた取り組みを一層進めていく必要があります。

## ■ 資源の循環

越前町では、ごみの分別収集を17～18品目で実施しており、家庭ごみの正しい分け方や出し方を周知するため、地区ごとに啓発ポスターを作成し、分別の徹底を呼びかけています。また、外国人住民にも分かりやすいよう、英語版のポスターも作成しています。

しかしながら、令和3年度に実施した可燃ごみ組成調査では、可燃ごみの中にリサイクル可能な紙類(17.0%)やプラスチック類(11.8%)が多く含まれており、分別が十分に行われていませんでした。こうしたなか、町ではエコステーションを町内4か所に設置し、紙類やペットボトルなどの資源ごみの回収を行うことで、リサイクルの推進に努めています。

【エコステーション】



### Column

#### ○地球温暖化と密接に関わるごみ問題

私たちの暮らしから出る「ごみ」は、焼却や埋立、そして収集車での運搬の過程で温室効果ガスを排出しており、ごみが増えるほど、環境への負担は大きくなります。つまり、ごみを減らすことは、温室効果ガスの削減に直結する大切な取り組みなのです。

そのためには、普段の生活で3R(リデュース・リユース・リサイクル)を意識した行動が欠かせません。一人ひとりの小さな工夫や努力が、地球温暖化防止の大きな力になります。未来の環境を守るために、できることからすぐに始めましょう。



## 課題

- ① 越前町では一人一日あたりの家庭系可燃ごみの排出量は減少傾向にありますが、さらなるごみの減量化を進めるため、ものを無駄にしない生活習慣や食品の有効活用など、日常での資源を大切にすることを一層広げていく必要があります。
- ② 町民・事業者一人ひとりが資源循環の重要性を十分に理解し、日常生活の中で分別・リサイクル・リユースの行動を継続して実践できるような取り組みを推進していくことが重要です。

## 施策

- ① ごみの発生抑制
- ② リサイクルの推進

## 施策と具体的な取り組み

適切な廃棄物の処理と資源の循環は、私たちの暮らしと未来を守るために欠かせません。日々の暮らしの中で3Rの実践を進め、持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していきます。

### ① ごみの発生抑制

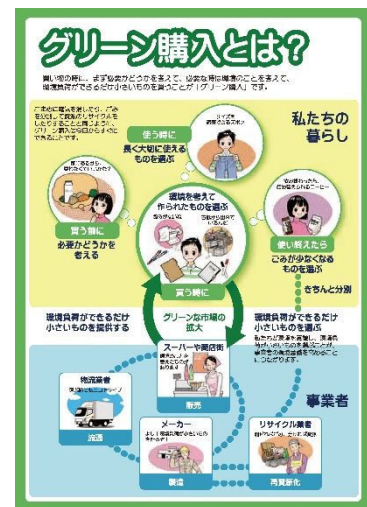
具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
グリーン購入に努めます。	○	○	○
ペーパーレス化に努めます。		○	○
過剰包装の抑制に努めます。	○	○	○
マイ箸、マイボトル、マイバッグなどの利用に努めます。	○	○	○
生ごみコンポスト化を推進します。			○
「おいしいふくい食べきり運動」に協力します。	○		
「てまえどり」に協力します。	○		
規格外野菜などを積極的に購入します。	○	○	○
フードライブ活動について普及啓発を図ります。			○

#### Column

#### ○グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶ取り組みです。製品の製造から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じて、資源やエネルギーの使用量、温室効果ガスの排出量、有害物質の使用状況などを考慮し、環境に配慮した選択を行うことが求められます。

この取り組みは、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていくことができます。



出典：環境省HP

## 〇てまえどり

「てまえどり」とは、商品棚の手前にある販売期限の近い商品を、すぐに食べる予定がある時に積極的に選ぶ購買行動のことです。消費者庁・農林水産省・環境省が連名で推進しており、販売期限切れによって廃棄されてしまう食品を減らすための身近な取り組みとして広がっています。

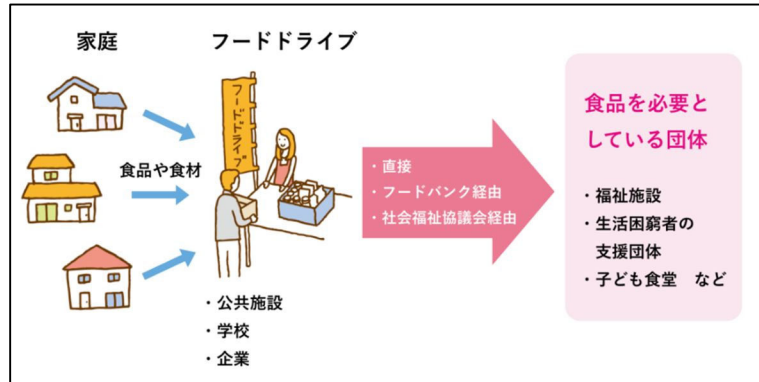
「てまえどり」は、私たち一人ひとりが無理なくできる環境配慮行動であり、買い物の工夫を通じて地域全体の食品ロス削減に貢献することができます。



出典：環境省HP

## 〇フードドライブ活動

フードドライブは、家庭で余っている未開封・長期保存可能な食品を回収し、子ども食堂や福祉施設などに寄付する取り組みです。公共施設などを拠点に、日常の中で誰もが参加できる社会貢献活動として広がっており、食品ロスの削減に貢献しています。



出典：環境省HP

## ② リサイクルの推進

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
ごみの適正分別に向けた情報を提供します。			○
ごみ分別を徹底し、資源ごみのリサイクルに努めます。	○	○	○
紙のリサイクル、古紙の再生に努めます。	○	○	○
フリーマーケットなどのリユースイベントに参加します。	○		
エコステーションを設置します。		○	○

### 環境指標

指標項目	目標値	
	基準値 (R6)	目標値 (R12)
一人一日あたりの家庭可燃ごみの量	451g	440g
分別収集品目数	17～18品目	21品目
エコステーションの設置箇所数	4箇所	7箇所

## 4) 生活環境向上プラン



町民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域が抱える様々な課題に総合的かつ計画的に取り組み、生活環境の安全性・快適性を確保することが不可欠です。町民・事業者・町が連携し、持続可能で質の高い生活環境の向上を目指します。

### 現 状

#### ■ 大気汚染の状況

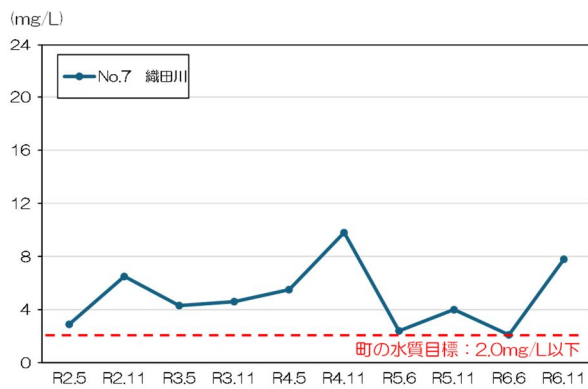
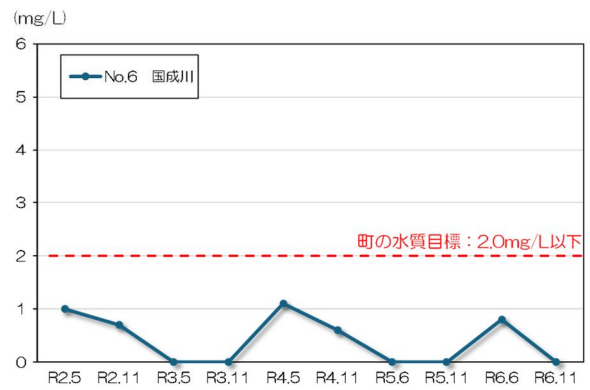
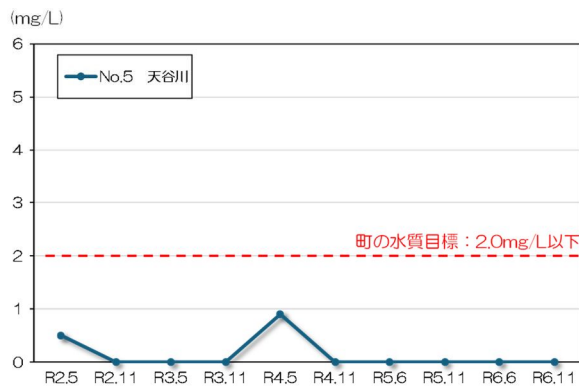
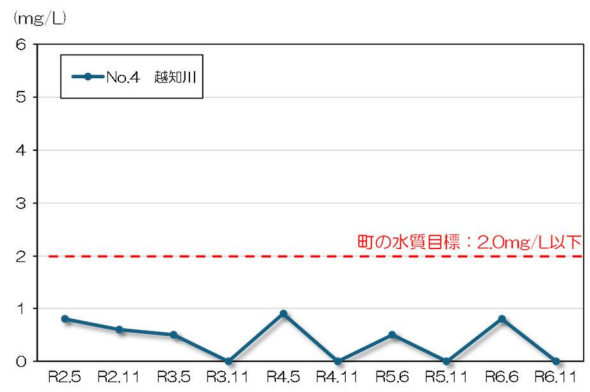
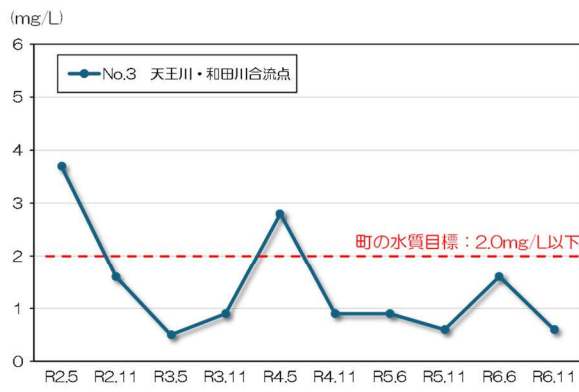
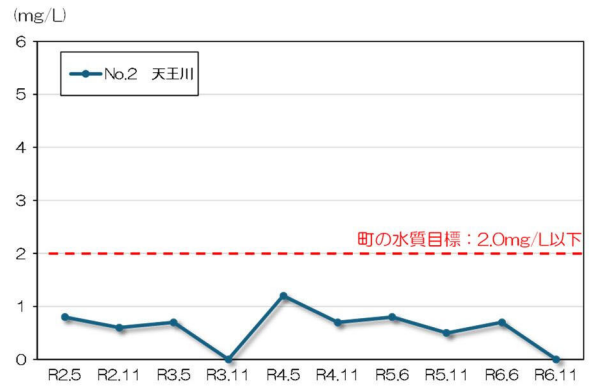
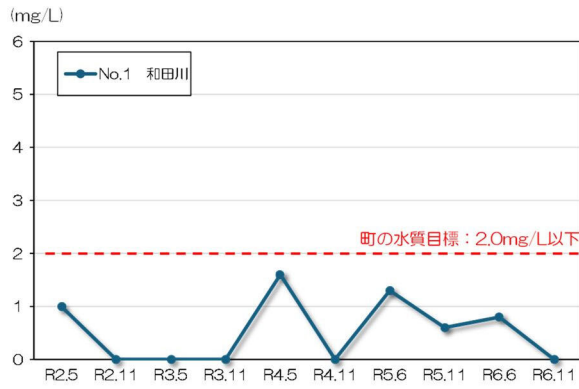
越前町には福井県の一般大気観測局が設置されておらず、常時監視測定は行われていませんが、近隣の鯖江市(神明、御幸)や越前市(武生)では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント\*などの大気汚染物質濃度の常時測定の監視を行っています。その結果によると、光化学オキシダントについては、いずれの測定局も環境基準を達成できていないものの、その他の項目はいずれも環境基準を達成している状況であり、越前町は概ね良好な大気環境が維持されているものと考えられます。

#### ■ 水質汚濁の状況

越前町では河川の水質の状況について、福井県の常時監視(天王川)に加え、町独自の水質調査(和田川、天王川、天王川・和田川合流点、越知川、天谷川、国成川、織田川)を実施しています。河川水の汚れの指標となるBOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果は、河川流量が少ない織田川を除く6地点では町の水質目標を概ね達成しています。

海域および地下水の水質の状況は福井県で監視しており、越前加賀海岸地先海域(玉川川地先)における海水の汚れの指標となるCOD(化学的酸素要求量)は環境基準を達成しています。また地下水質は、過去に基準を超過したことがありましたが、近年は環境基準を達成しています。

## 【町内の河川水質状況(BOD)】



## ■ 有害化学物質

有害化学物質には、ごみ焼却の過程で生成されるダイオキシン類\*のほか、ポリ塩化ビフェニル(PCB)やアスベストなど健康に直接影響を及ぼすものが多く、その汚染防止は極めて重要です。越前町では大気中ダイオキシン類の測定・監視を継続しており、現在は基準を達成していますが、今後も引き続き監視・情報提供を行う必要があります。

有害化学物質による汚染を防ぐため、事業者には法令に基づく規制が課されている一方で、家庭においても農薬や化学肥料の取り扱いは環境影響を招く可能性があることから、町民一人ひとりが正しい理解と適切な配慮を持って行動することが求められます。

農薬や化学肥料の過剰使用は、土壌の劣化や水質汚濁を通じて生態系のバランスなどに悪影響を及ぼすおそれがあります。農業は越前町を支える重要な産業であることから、環境負荷の低減に向け、農薬や化学肥料の適正使用を徹底し、持続可能な農業への転換を推進していくことが必要です。

## ■ 公害苦情

越前町には、公害に関する苦情が多く寄せられており、特に「近所でごみを燃やしていて、煙や悪臭が困る」といった野外焼却(野焼き)に関する相談が多くなっています。このほか、騒音や振動に関する苦情も見られます。

基準を満たさない焼却炉の使用や不適切な方法による焼却に加え、近隣に迷惑をかける騒音・振動などを発する行為は快適な生活環境を損なう原因となります。こうした問題は、町民一人ひとりの意識を高めることで改善が可能です。また、事業者に対しては、町が継続して監視や指導を行っていく必要があります。地域課題の早期解決には地区との連携が重要です。

### Column

#### ○野外焼却(野焼き)

野外焼却(野焼き)は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、原則禁止されており、以下のケースについては野外焼却が認められています。煙や臭いなどで周囲に迷惑をかけることがないよう、焼却を行う際は風向きや天候を確認し、近隣への影響を避けるよう十分に配慮することが必要です。

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- 左義長などの風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの
- 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

## ■ 漂着ごみ

海岸には、毎年多くの漂着物が押し寄せ、海岸利用に伴うごみの散乱により景観を損ねるとともに、生態系に深刻な影響を与えています。越前町では、スキューバダイビング利用者の団体などの協力を得て、毎年海水浴シーズン前には、海岸に流れ着いた漂着物の回収・処分を含む海岸清掃を行っています。

### Column

#### ○マイクロプラスチック\*問題

海岸にはさまざまなごみが漂着しますが、なかでもプラスチックごみは環境への影響が深刻です。特に、細かく砕けたマイクロプラスチックは、食物連鎖を通じて生態系に悪影響を及ぼす環境問題として世界的に注目されています。

この解決には、地域での清掃活動や、ごみの分別の徹底、プラスチック製品の使用抑制などの適切な対応が求められます。

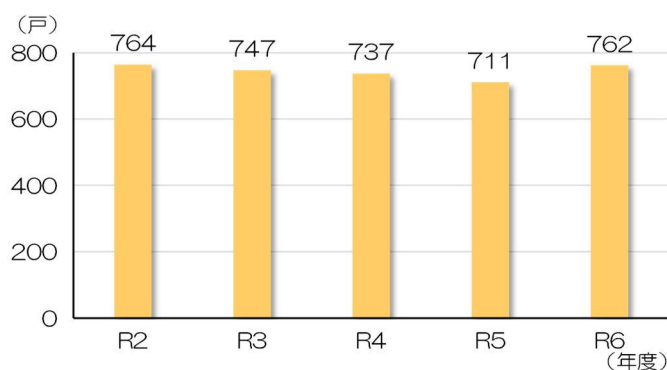


## ■ 空き家・空き地問題

越前町における空き家は令和2年度以降減少傾向にありましたが、令和6年度には762棟に増加しています。空き家は、治安や衛生環境、景観の悪化、老朽化による倒壊・火災リスクの増大など、周辺的生活環境にさまざまな悪影響を及ぼす要因となります。

また、空き地で雑草や廃棄物が放置されているといった生活マナーに関わる苦情も寄せられています。

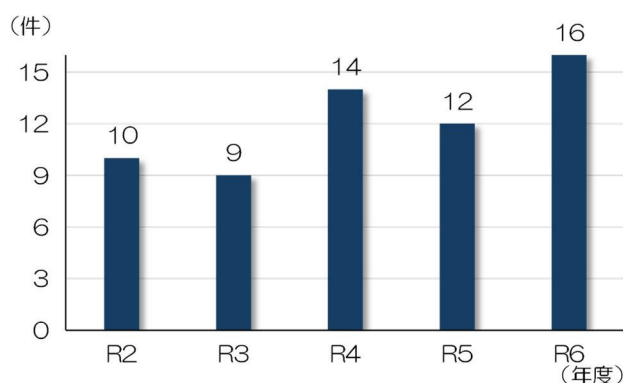
【越前町における空き家の戸数】



## ■ 環境美化・不法投棄

不法投棄は、環境の悪化だけでなく治安の低下や地域のイメージ悪化など、さまざまな問題を引き起こします。町では不法投棄の早期発見と未然防止に向けて、定期的に環境パトロールを実施していますが、近年の不法投棄件数はやや増加傾向にあり、令和6年度は過去5年間で最多の16件となっています。

【不法投棄件数】



【環境パトロールの様子】



### Column

#### ○スクラップヤード問題

スクラップヤードでは、不適切な保管や処理によって騒音・振動、悪臭、火災、土壌汚染、汚水流出などの環境問題が全国各地で発生しています。これらのリスクを踏まえ、事業者には法令遵守に加えて周辺住民への丁寧な説明、環境リスク低減措置の明確化など、地域との信頼関係を維持するための適切な対応が求められます。また、町は県や近隣自治体との連携を強化し、このような問題の未然防止に努めます。

## ■ 有害鳥獣問題

近年、人の生活圏と野生動物の生息地が近づき、越前町ではシカやイノシシ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザルなどによる農作物被害に加え、ツキノワグマの出没による人身被害の危険も生じています。こうした野生動物は住宅周辺でも確認されており、町民の安全を脅かす存在となっています。

さらに、猟友会の高齢化によるハンターの減少や、農家の高齢化に伴う獣害対策の管理不足が進んでおり、住民の安全・安心を確保するための取り組みの強化が求められています。

## 課題

- ① 越前町の大気や水質環境は概ね良好に保たれています。この良好な環境を将来にわたって守り、環境汚染を防ぐためには、大気・水質を継続的に監視していくとともに、町民・事業者との連携による適正な環境管理を推進し、町全体で地域の環境負荷を低減していく取り組みの推進が重要となっています。
- ② 越前町では、野外焼却(野焼き)による煙や悪臭、有害鳥獣の出没、空き家の増加、不法投棄など、住環境に影響を及ぼすさまざまな問題が見られています。これらに適切に対応していくためには、町民・事業者・行政が情報を共有し、対話を通じて相互理解と連携を深め、地域全体で協力して対策に取り組むことが求められています。

## 施策

- ① 環境汚染の防止
- ② 快適な住環境の保全

## 施策と具体的な取り組み

越前町では、日常の暮らしに密接に関わる環境汚染の防止に的確に対応し、健やかで心地よい住環境の形成をめざして取り組みを進めていきます。

### ① 環境汚染の防止

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
定期的に環境調査(河川水質・大気中ダイオキシン類)を実施します。			○
福井県の環境に関する情報(水質、大気、その他公害に関する諸情報)を発信します。			○
県と協力し各種法令の排出基準などの遵守について指導します。			○
低公害型の設備導入など環境負荷の低減に努めます。		○	○
化学物質の適正な使用と管理を徹底します。	○	○	○
環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。		○	○

### ② 快適な住環境の保全

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
野外焼却(野焼き)の防止について普及啓発を図ります。			○
近隣に迷惑を及ぼす行為の防止に努めます。	○	○	
空き家等対策計画に基づき、空き家・空き地の適正管理を推進します。	○	○	○
環境美化に関するマナーを守ります。	○	○	○
不法投棄防止に向けた環境パトロールを実施します。		○	○
区長や環境ボランティアによる地域巡視を実施します。	○		
有害鳥獣の防除・捕獲に向け、設備や体制を強化します。		○	○
クマの出没情報を速やかに発信します。			○

## 環境指標

指 標 項 目	目 標 値	
	基準値 (R6)	目標値 (R12)
BOD 2mg/ℓを超える河川数 (町が監視する河川の BOD を環境基準 A 類型の 2mg/ℓ 以下にする) <sup>※1</sup>	1 件	0 件
大気中ダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	100%
年間不法投棄件数	14件	10件

※1 町が監視する河川：和田川、天王川、越知川、天谷川、国成川、織田川、天王川・和田川合流点の7か所

## 5)ひとづくりプラン



私たちの身の回りでは、日常生活の中で環境の変化やその影響を実感する場面が増えていきます。地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題を改善していくためには、町民・事業者・町の各主体が役割を果たし、互いに協力しながらより良い環境づくりに向けた努力を積み重ねていくことが求められます。

### 現 状

#### ■ 環境教育・環境学習

越前町の小・中学校では、植物の栽培や農業・漁業体験、自然観察などの体験型学習に加え、地球環境問題やSDGsに関する授業を通じて、環境教育・環境学習の取り組みを進めています。こうした学びを通じて育まれる子どもたちの環境に関する意識や知識は、家庭や地域にも広がるため、学校での環境教育や参加型の学習機会をさらに充実させていくことが重要です。

また、越前町生涯学習センターでは、講師を招き、捨てられるはずだったものに新しい価値を与えて生まれ変わらせるアップサイクルクラフト講座などの環境学習会を開催しています。

【漁業体験の様子】



【アベサンショウウオ生息環境改善の様子】



【アップサイクルクラフト講座の様子】



■ 地域における環境活動など

越前町の環境活動団体などは、海・川の清掃といった環境美化活動や、水生生物の観察会といった自然環境とのふれあい体験活動を行っています。また、福井県が実施するクリーンアップふくい大作戦\*には、毎年多くの町民や事業者が参加し、海・川の美化に取り組んでいます。

【天王川美化運動推進協議会の活動】



【クリーンアップふくい大作戦の様子】



## 課題

- ① 身近なことから地球規模の環境問題までを町民一人ひとりが主体的に考え、行動につなげていくためには、学校での環境教育や参加型の学習機会を充実させ、環境について学び、考える力を育む人材の育成が必要です。
- ② 越前町では環境活動団体やボランティアによる取り組みが続けられていますが、活動情報が町民や事業者十分に伝わっていないことから、より多くの人に参加できるようにするための連携・支援体制の充実が必要です。

## 施策

- ① 環境教育・環境学習の推進
- ② 多様な主体の協働による取り組みの推進

## 施策と具体的な取り組み

越前町では、地域で活動する団体や町民の皆さんが互いに支え合いながら、学び、考え、行動する機会を広げ、環境への意識向上を推進していきます。

### ① 環境教育・環境学習の推進

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
学校などにおける環境教育を推進します。			○
親子で参加できる自然体験イベントなどの体験学習を開催します。	○	○	○
町が実施する環境教育・環境学習に関する情報を広報や SNS を通じて広く発信します。			○
環境教育・環境学習の中心となる人材の育成を図ります。	○		○
地域のコミュニティセンターなどを活動の拠点とした環境学習の充実を図ります。	○		○

### ② 多様な主体の協働による取り組みの推進

具体的な取り組み内容	主体別		
	町民	事業者	町
地域の環境活動に積極的に参加します。	○	○	○
地域の環境活動を支援します。		○	○
環境に関する有識者を環境教育・環境学習の講師として派遣します。			○
環境活動団体を育成・支援します。			○
環境活動団体や環境ボランティアなどが実施する環境活動の情報を広く発信します。			○

## 環境指標

指標項目	目標値	
	基準値 (R6)	目標値 (R12)
体験学習の年間参加者数	—	120人
環境教育・環境学習への講師の年間派遣回数	—	3回
環境教育・環境学習に関する情報の年間発信回数	—	4回

## 2 地域別取り組み

ここでは、自然的・歴史的特性に基づき区分された8つのゾーンについて、地域ごとに環境を保全するための計画を示しています。この地域別計画は、町民・事業者・町がそれぞれの役割を果たしながら、相互に協力してみんなで取り組んでいくことを基本としています。

1) 自然共生ゾーン

2) 田園居住ゾーン

3) 伝統居住ゾーン

4) 海辺居住ゾーン

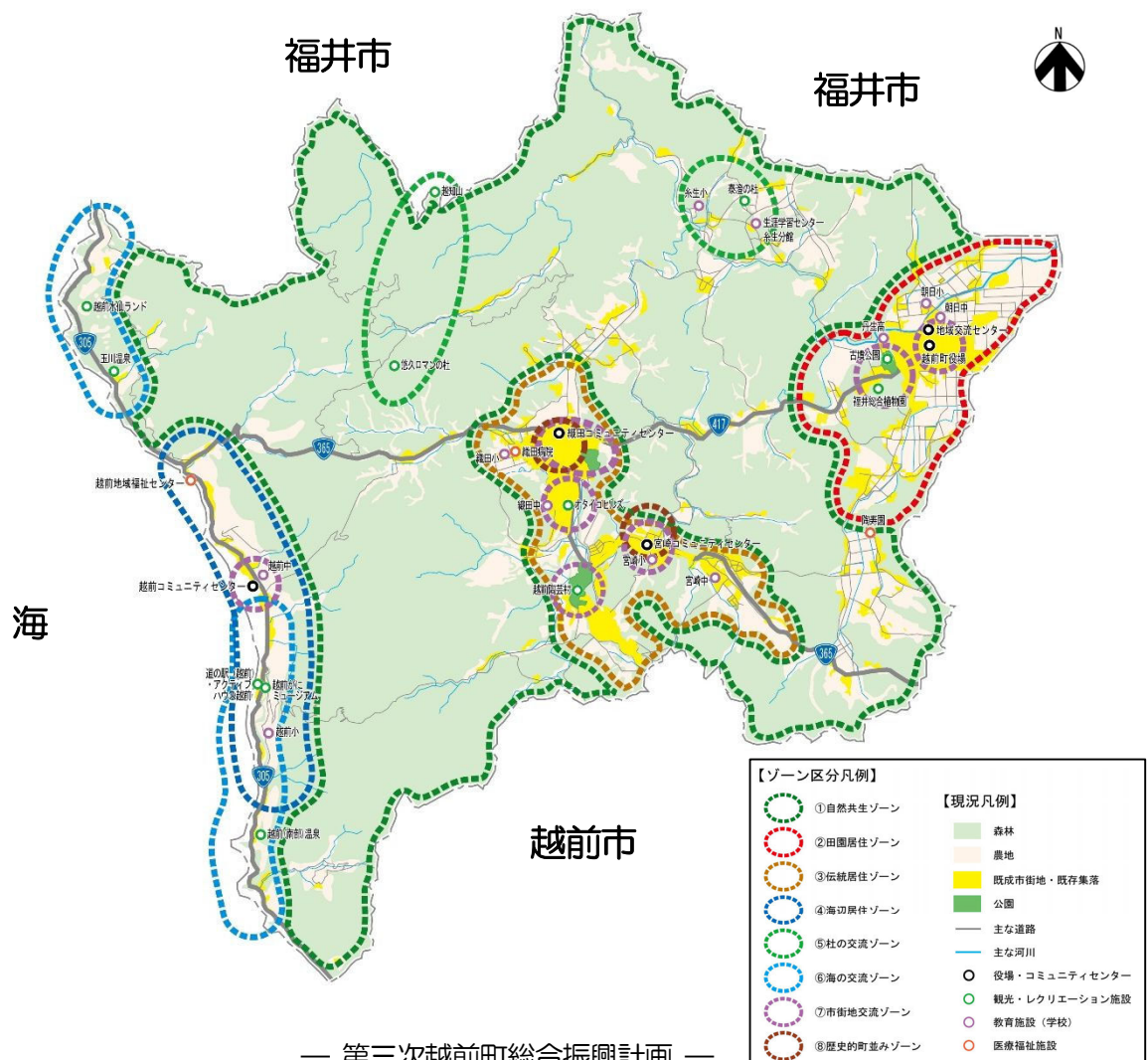
5) 杜の交流ゾーン

6) 海の交流ゾーン

7) 市街地交流ゾーン

8) 歴史的町並みゾーン

### 【地域区分図】



— 第三次越前町総合振興計画 —  
第3章 越前町の将来像 第6節 土地利用構想「土地利用構想図」より

## 1) 自然共生ゾーン

### 【地域の環境特性】

「自然共生ゾーン」は、越前町の全域にわたって位置する山間地域で、手付かずの自然環境が多く残されている地域です。

この自然環境は、貴重な生き物の生息地としての役割を担っています。特に、越知山をはじめ、六所山や城山などが連なる丹生山地は、四季折々の自然風景を見せてくれる場所として、町内外から多くの登山者が訪れます。また、緑のうるおいや、安らぎを与えてく

れるなど、多くの人々に親しまれています。これら山林は、生き物の生息地としての役割だけでなく、水源の涵養地としての役割や、土砂災害から居住空間を守る治山治水の役割も担っており、私たちの生活と密接な関係を持っています。

この地域では、これらの豊かな自然環境を大切に守り、次の世代に引き継ぐことが重要です。

### 【地域の環境保全方針】

丹生山地に育まれた、多彩な自然環境を大切に守り育て、自然と身近に触れあえる、人と自然が共生する地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

1.越知山周辺に広がるブナ原生林の保全

2.丹生山地の自然環境の保全

3.ため池をはじめとした多様な生き物の生息地の保全

4.野生鳥獣の特性を踏まえた生ごみ・水田・庭先果樹の適正管理



城山(織田地区「不老山」から)

## 2) 田園居住ゾーン

### 【地域の環境特性】

「田園居住ゾーン」は、越前平野の西端に位置する田園地域で、町や福井県の行政機関、高等学校が立地し、都市基盤の整備が比較的進んでいます。また、生活空間のまわりには、のどかな田園の風景、天王川をはじめとする水辺空間など、身近な自然環境が多く残されている地域です。

一方で、この地域では自動車交通量の増加による騒音問題、ごみ問題などの生活型公害に関する問題が挙げられます。



丹生高校からの風景(朝日地区)

### 【地域の環境保全方針】

のどかな田園風景や、天王川流域の水辺空間を大切にするとともに、優良農地の保全を図りながら利便性の高い居住環境を形成し、一人ひとりが環境保全に配慮し、快適な田園居住地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

- 1.乙坂山や三床山など、丹生山地の山の麓に広がる農村風景の保全
- 2.家庭での生活排水対策や美化運動による親水空間の創出
- 3.町民や事業者が協力した環境美化活動の推進

### 3) 伝統居住ゾーン

#### 【地域の環境特性】

「伝統居住ゾーン」は丹生盆地の中心部に位置しており、古くから越前焼の技法を伝承してきた地域です。現在でも越前焼が盛んなほか、福井県無形文化財に指定されている八田獅子舞や明神ばやしなどの伝統文化、織田一族発祥の地である越前二の宮劔神社といった、歴史が多く残された地域です。

この地域では、地域に根差す伝統文化、古くからの歴史的な街並みを保全・継承していくことが重要です。



劔神社前流鏝馬通り(織田地区織田地係)

#### 【地域の環境保全方針】

地域に根ざした伝統文化を大切に育み、歴史と自然にあふれる地域を目指します。

#### 【地域の重点取り組み】

##### 重点取り組み内容

- 1.越前二の宮劔神社をはじめとする、各地に点在する歴史資源の保全・継承
- 2.地域の伝統産業である越前焼の保全・継承

## 4) 海辺居住ゾーン

### 【地域の環境特性】

「海辺居住ゾーン」は、越前地区を中心とした海岸部に位置し、漁業や海に関連した産業が盛んに行われています。また、夏には越前海岸周辺の海水浴場、冬には越前がにといった越前町の魅力を求めて観光客で賑わう地域となっています。

なお、海岸線一帯は越前加賀海岸国定公園に指定されており、町の花である水仙の群生や、波の浸食によってできた奇岩などが見られます。また、

海岸に向かっての段丘地では、棚田百選に選ばれている梨子ヶ平地区の千枚田や、日本の渚百選・日本の夕日百選に選ばれている越前海岸などのすぐれた景観が多く見られます。

この地域では、海岸への漂着ごみや、観光シーズンに海岸に捨てられるごみの問題への対応が求められています。



越前漁港(越前地区「県道越前宮崎線 城山橋」から)

### 【地域の環境保全方針】

越前加賀海岸国定公園に指定された美しい海岸を守り、水産業や観光産業との調和を図りつつ、自然から与えられた海の恵みを大切に育む地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

- 1.越前加賀海岸国定公園の風光明媚な景観の保全
- 2.町民やボランティア団体の海岸美化運動による美しい海岸の保全
- 3.梨子ヶ平地区の千枚田の風景の保全
- 4.豊かな海洋資源の保全を目的とした山林保全のボランティア活動への積極的な参加
- 5.海岸漂着ごみ及び観光シーズンにおける海岸ごみ対策の推進

## 5) 杜の交流ゾーン

### 【地域の環境特性】

「杜の交流ゾーン」は、前述の「自然共生ゾーン」の中に、越知山や泰澄の杜、悠久ロマンの杜といった観光・レクリエーション施設が整備され、四季折々の自然を満喫できる地域となっています。

中山間地域における交流人口の増加を図るため、この地域ではこれらの自然豊かな地域の施設を利用した取り組みの充実が望まれます。



悠久ロマンの杜「朋楽の里」(織田地区笈松地係)

### 【地域の環境保全方針】

観光・レクリエーション施設の活用により、人と自然が身近に触れ合える環境を守る地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

1. 泰澄の杜や悠久ロマンの杜などを活用したグリーンツーリズムの推進

## 6) 海の交流ゾーン

### 【地域の環境特性】

「海の交流ゾーン」は、前述の「海辺居住ゾーン」の中でも述べていますが、越前海岸は四季を通じて観光客で賑わうなど、国内でも有数の観光地となっています。毎年、多くの観光客で賑わう越前海岸沿岸地域には、海水浴場に加え、温泉保養施設や道の駅「越前」、越前岬水仙ランド、越前がにミュージアムなどの観光・レクリエーション施設が多くある地域です。

この地域では、海岸への漂着ごみや、観光シーズンに海岸に捨てられるごみの問題への対応が求められています。



道の駅「越前」(越前地区厨地係)

### 【地域の環境保全方針】

自然環境に配慮しつつ、人と自然が融和できる地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

1. 町民やボランティア団体の海岸美化運動による美しい海岸の保全
2. 海岸漂着ごみ及び観光シーズンにおける海岸ごみ対策の推進
3. 地域・関係団体との協働による海岸美化による環境教育の推進

## 7) 市街地交流ゾーン

### 【地域の環境特性】

「市街地交流ゾーン」は、朝日・宮崎・織田地区の市街地周辺に、福井総合植物園プラントピアや古墳公園、越前陶芸村、オタイコ・ヒルズといった観光・レクリエーション施設があり、地域交流の拠点となるコミュニティセンターが存在する地域となっています。

この地域では、市街地における交流人口の増加を図るため、商業施設との連携や歴史的町並みゾーンとの調和を図りながら、地域の環境を保全することが求められています。



福井総合植物園プラントピア(朝日地区朝日地係)

### 【地域の環境保全方針】

市街地の環境に配慮した快適な地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

1. コミュニティセンターを拠点とした地域交流と環境美化の推進によるごみのない美しいまちの維持
2. 玄関先や道ばたの空き地への花と緑の植栽の推進
3. 町民や事業者が協力した環境美化活動の推進
4. 商業施設連携による環境負荷低減と快適な回遊環境の整備
5. 地域主体の交流活動の推進

## 8) 歴史的町並みゾーン

### 【地域の環境特性】

「歴史的町並みゾーン」は、歴史と伝統文化を今に伝える江波地区の切妻屋根・白壁づくり(白漆喰)の町並みや、織田地区の劔神社を中心とする町並みがあります。なかでも、福井県指定の伝統的民家群保全活用推進地区である江波地区に見られる切妻屋根と白壁づくり(白漆喰)の町並みや、農村集落群の風景は、安らぎと懐かしさを感じさせてくれる地域となっています。



切妻屋根と白壁づくりの町並み(宮崎地区江波地係)

この地域では、地域に根差す伝統文化、古くからの歴史的な街並みを保全・継承していくことが求められています。また、周辺の里山、田園、河川を含め一体的に景観を保全し、歴史・伝統文化の拠点地としていくことも重要です。

### 【地域の環境保全方針】

悠久の歴史を今に残す農村風景の保存地域を目指します。

### 【地域の重点取り組み】

#### 重点取り組み内容

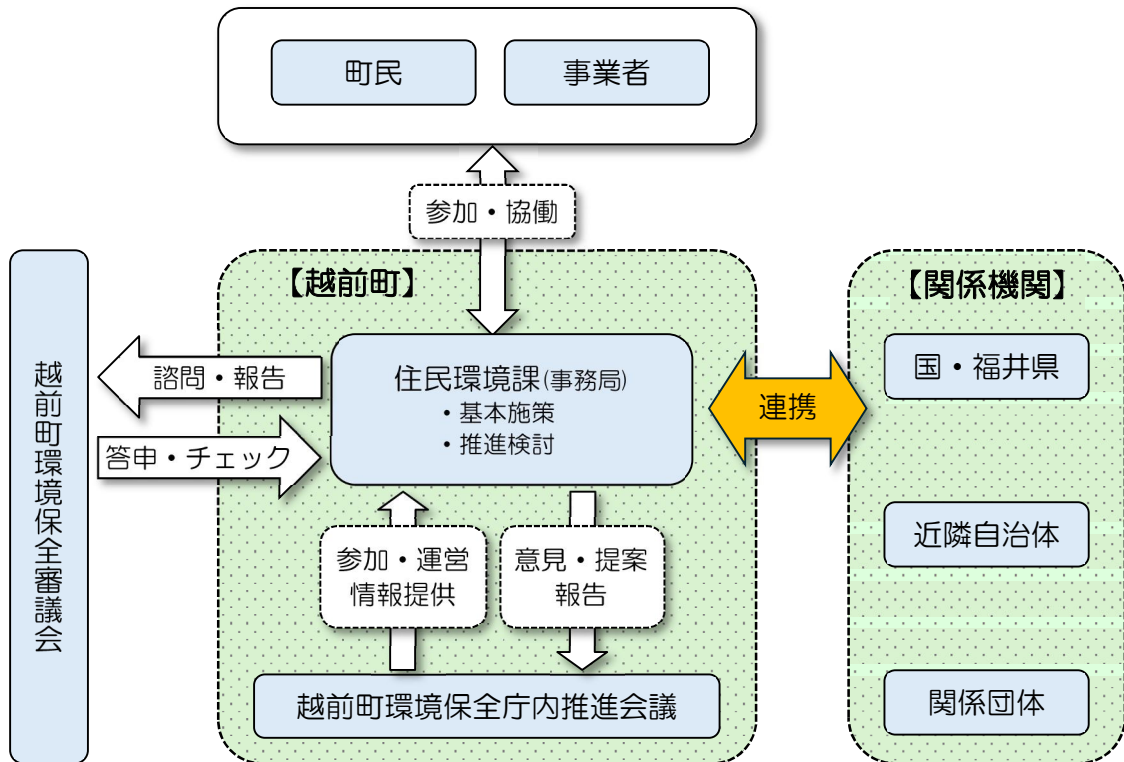
- 1.江波地区の切妻屋根と白壁づくり(白漆喰)の町並みや劔神社を中心とする町並みをはじめとする美しい農村集落の景観の保全
- 2.周辺の里山、田園、河川を含む一体的な景観の保全
- 3.歴史的町並みと調和した良好な景観形成を推進

## 第5章 計画の推進

環境未来像「人と海・土・里が織りなす環のまち 越前」の実現に向けて、「第4章1分野別取り組み」で示した各分野における具体的な取り組みや、「第4章2地域別取り組み」で示した町内の8つのゾーンにおける環境保全の取り組みを推進します。ここでは、計画を効果的に推進するための「推進体制」、「進行管理」を示します。

### 1 計画の推進体制

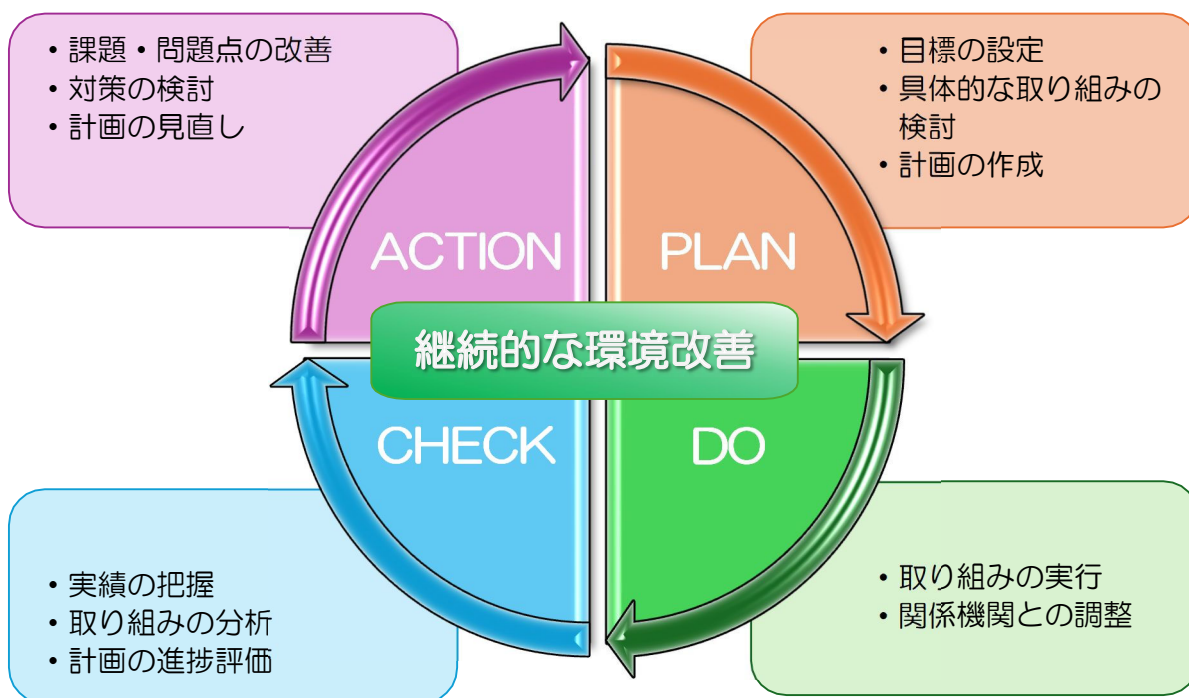
本計画の推進にあたっては、町民、事業者、町による協働した取り組みが必要です。このため、下図に示すような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。



主体	役割
町	関係各課の意見を調整し、取り組み策の推進を図ります。また、取り組みの進捗状況を取りまとめ、審議会に報告します。
越前町環境保全審議会	各種取り組みの進捗状況を点検し、必要に応じて是正措置などを町へ提言します。
越前町環境保全庁内推進会議	越前町における環境保全社会の形成促進に関する施策の検討及び庁舎内の推進を図ります。

## 2 計画の進行管理

本計画では、環境未来像の実現に向け、各主体が行うべき取り組みを示していますが、その実効性を確保するために計画の進行管理は重要な位置付けにあります。そのため、PDCAサイクルに従って計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じます。



## 資料編

### Ⅰ 越前町環境保全審議会 委員名簿

(令和8年3月末現在)

	氏名	団体名等	備考
1	渡邊 俊之	学識経験者	越前町環境美化推進員
2	松浦 與一	関係行政機関の代表者	丹南健康福祉センター 環境衛生部 部長
3	木下 孝治	教育機関の代表者	教育委員会（教頭会会長） 織田小学校教頭
4	中西 一夫	事業者又は事業者団体の代表者	越前福井森林組合丹生支所 支所長
5	村上 吉旦	事業者又は事業者団体の代表者	越前地区建設業会
6	駒 恵理子	事業者又は事業者団体の代表者	(一社)越前町観光連盟
7	牧田 芳広	事業者又は事業者団体の代表者	越前町商工会事務局長
8	佐藤 光宣	住民代表	認定農業者(朝日地区)
9	時田 静香	住民代表	越前町連合婦人会会長
10	山本 尚美	住民代表	越前町漁業協同組合 婦人部代表
11	齋藤 利秀	住民代表	越前町環境美化推進員
12	児玉 和夫	住民代表	一般推薦（朝日）
13	武藤 雅則	住民代表	一般推薦（宮崎）
14	橋本 憲子	住民代表	一般推薦（越前）
15	左近 良一	住民代表	一般推薦（織田）

## 2 越前町環境条例

平成18年6月27日条例第17号  
(令和7年6月1日施行)

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念及び基本的責務(第3条—第7条)

第3章 環境の保全に関する施策の策定に係る基本方針(第8条・第9条)

第4章 環境の保全に関する施策(第10条—第18条)

第5章 環境の保全を推進するための施策(第19条—第24条)

第6章 公害発生源の規制(第25条—第35条)

第7章 地域環境を阻害する行為の制限(第36条—第43条)

第8章 環境保全審議会(第44条—第50条)

第9章 雑則(第51条—第54条)

第10章 罰則(第55条—第60条)

#### 附則

### 前文

豊かな緑と水に恵まれた良好な環境を享受することは、町民の基本的な権利であり、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。

わたしたちは、生きるもの全ての潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、町民、事業者及び行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町づくりに向けて総合的、かつ、計画的な取組を展開していく必要がある。

わたしたちは、町民一人ひとりもまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、町民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと越前町の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活に寄与するものをいう。

(3) 環境の保全 健康で安全、かつ、快適な生活を営むための自然と人との調和のある住みよい豊かな環境を創造し、かつ、保全することをいう。

(4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘における土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康、又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(5) 規制基準 事業活動その他の活動を行うものが遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等(以下「ばい煙等」という。)の排出又は発生に係る許容限度をいう。

(6) 特定工場 ばい煙等を排出し、又は発生させるおそれのある工場又は事業場(以下「工場等」という。)のうち規則で定めるものをいう。

### 第2章 基本理念及び基本的責務

#### (基本理念)

第3条 環境の保全は、町民一人ひとりが自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の町づくりを目的として、全ての者の自主的、かつ、積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性に鑑み、全ての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

#### (町民の責務)

第4条 町民は、その日常生活が環境の保全に密接に係わっていることを認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負

荷の低減に努めなければならない。

- 2 町民は、公害を発生させることのないよう常に努めるとともに、その所有又は管理に属する土地等について、清潔の保持、植樹の促進その他適正な管理を行い地域の環境の保全に資するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら努め、町が実施する環境の保全に係る施策に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、地下水が貴重な資源であることに鑑み、地下水障害を防止する責務を有する。
- 5 前4項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

#### (町の責務)

第6条 町は、町民の健康で安全、かつ、快適な生活を営む権利を確保するため、地域の自然的、社会的条件に応じた基本的、かつ、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、これを行うよう努めなければならない。
- 3 町は、環境の保全のための指導並びに意識の普及を推進し、再生品の使用及び廃棄物の排出量の削減を図ることにより、省エネルギー化の励行と資源の有効な利用に努めなければならない。

#### (共通の責務)

第7条 何人も、法令等に違反しない場合であっても、町民の生活環境を妨げないよう努めなければならない。

### 第3章 環境の保全に関する施策の策定に係る基本方針

#### (施策の策定等に係る基本方針)

第8条 町は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的、かつ、計画的に推進するものとする。

(1) 町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 森林、農地、水辺、海辺等における多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを保ち、人と自然との共生が確保されるよう、身近な河川、海洋環境の形成、豊かな緑の創出、優れた景観等の保全、歴史的、文化的資源の活用等による地域の個性を生かした潤いと安らぎのある文化的な環境の形成等が図られること。

(4) 大気、水、土壌環境等への負荷ができる限り低減されることを目指し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は廃棄物のリサイクル対策や環境リスク対策に関して環境に配慮することが促進されること。

(5) 学校や地域社会において、環境学習の場や情報を提供することにより、町民、事業者及び町が環境の保全に関して担うべき役割を理解し、環境保全の行動に積極的に参加する社会の形成が推進されること。

(6) 行政機関及び各種団体は、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下において、相互に協力、連携することにより地域的取組が推進されること。

(町の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、町の講ずる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

#### 第4章 環境の保全に関する施策

(環境の保全に関する基本的施策)

第10条 町長は、土地利用計画の策定等、地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について必要な配慮をしなければならない。

(環境基本計画)

第11条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的、かつ、長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映することができるよう配慮

するものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ越前町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、その原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、町は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査、監視等の体制の整備)

第13条 町長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な公害の発生源、発生原因、発生状況及び環境の汚染状況の調査、監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 町長は、前項の規定による調査、監視、測定及び検査の結果明らかになった公害の発生状況及び環境の汚染の状況を公表しなければならない。

(助言、助成等)

第14条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公害防止協定の締結)

第15条 事業者は、町長、自治会の代表者又は関係地域の住民の総意を代表する者から環境の保全に関する公害防止協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の協定を締結したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(苦情処理)

第16条 町長は、公害に係る苦情、陳情及び紛争について迅速、かつ、適正な処理に努めなければならない。

(町民に対する啓発及び知識の普及)

第17条 町長は、環境の保全に関する町民の意識の啓発と知識の普及を図るよう努めなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第18条 町長は、環境の保全のため、広域的な公害の発生源、発生原因、発生状況等の調査、監視及び対策について必要と認めるときは、他の地方公共団体からの協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

#### 第5章 環境の保全を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第19条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第20条 町は、下水道の処理施設、廃棄物の処理又は再資源化施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第21条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るため、町民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに町民及び事業者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第22条 町は、町民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再資源化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第23条 町は、第21条に定める環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況、その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 町は、町民及び事業者と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等、地球環境保全のための積極的な施策の推進に努めるものとする。

## 第6章 公害発生源の規制

### (規制基準の設定)

第25条 特定工場に係る規制基準は、規則で定める。

### (規制基準等の遵守義務)

第26条 特定工場を設置している者は、当該工場から規制基準(規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度。以下同じ。)に適合しないばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

### (特定工場の設置の届出及び説明会の開催)

第27条 特定工場を設置しようとする者は、設置工事を開始する30日前までに規則で定めるところにより、各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定工場の名称及び所在地
- (3) 建物及び施設の構造、配置及び使用の方法
- (4) 公害の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 特定工場を設置しようとする者は、前項の規定による届出に当たり事業予定地の属する自治会等に対して、事業内容、環境に対する影響等について、設置工事を開始する20日前までに説明会を開催しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

3 特定工場を設置しようとする者は、前項の説明会を開催したときはその結果を町長に報告しなければならない。

### (経過措置)

第28条 一の工場等が特定工場となった際、現にその工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、その工場等が特定工場となった日から60日以内に規則で定めるところにより前条第1項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

### (構造等の変更の届出)

第29条 第27条第1項又は第28条の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

### (実施の制限)

第30条 第27条第1項又は第29条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る特定工場の設置又は当該届出に係る構造等の変更の工事をしてはならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず第27条第1項又は第29条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(計画の変更命令等)

第31条 町長は、第27条第1項又は第29条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場から排出し、又は発生するばい煙等が第25条に規定する規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出事項に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(氏名の変更等の届出)

第32条 第27条第1項又は第28条の規定による届出をした者が、当該届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更したとき、又は当該届出に係る特定工場に係る事業を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(承継)

第33条 第27条第1項又は第28条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第27条第1項又は第28条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第27条第1項又は第28条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第34条 町長は、特定工場が規制基準に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、特定工場を設置している者に対し、期限を定めて作業の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置若しくは公害防止の方法の改善を命じ、又は施設の使用若しくは作業の一時停止を命ずることができる。

(事故報告等)

第35条 特定工場を設置している者は、当該特定工場について故障、破損その他の事故が発生し、当該特定工場から規制基準に適合しないばい煙等を排出し、若しくは発生させ又は当該特定工場から人の健康若しくは生活環境に影響を及ぼすおそれのある物質等を排出し、若しくは発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに当該事故の内容及び応急の措置の方法を町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事故の報告をした者は、当該事故の発生の日から30日以内に規則で定めるところにより再発防止のための措置に関する計画書を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前2項の報告又は届出があった場合において、当該事故の応急措置の方法又は再発防止のための措置に関して必要な指導を行わなければならない。

#### 第7章 地域環境を阻害する行為の制限

##### (土地の区画又は形質の変更の義務)

第36条 土地の区画又は形質の変更を行う者は、環境の保全及び災害の防止のための必要な配慮をしなければならない。

##### (海洋汚染の防止)

第37条 海洋汚染による漁業資源の枯渇を防止し、もって海洋環境の良好な保全に資するため、何人も海洋の汚染の防止に積極的に協力しなければならない。

##### (燃焼不適物の燃焼禁止)

第38条 何人も、みだりに廃油、合成樹脂等の燃焼不適物又はばい煙、有害ガス若しくは悪臭を発生するおそれのある廃棄物等を燃焼させてはならない。ただし、適正な処理方法により燃焼させる場合はこの限りでない。

##### (廃棄物の不法投棄の禁止)

第39条 何人も、ごみ、空き缶、し尿、廃油、汚泥その他の廃棄物を不法に投棄してはならない。

##### (動物の排泄物の処理)

第40条 動物の飼育者(所有者以外の者が飼育し、及び管理する場合はその者を含む。)は、当該動物が公共の場所又は他の者が所有し、占有し、若しくは管理する場所において糞を排泄したときは、速やかに清掃しなければならない。

##### (拡声器の使用制限)

第41条 何人も、商業宣伝を目的とした拡声器を使用するときは、使用時間、使用方法等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

##### (停止命令)

第42条 町長は、第38条から前条までの規定に違反している者があると認めるときは、当該違反者に対して違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

##### (回収容器の設置、管理)

第43条 自動販売機により飲食物を販売する者は、その販売をする場所に空き缶等を回収する容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

#### 第8章 環境保全審議会

##### (環境保全審議会の設置)

第44条 町における環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、越前町環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全等に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第45条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の代表者

(3) 教育機関の代表者

(4) 事業者又は事業者団体の代表者

(5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第46条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第47条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第48条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第49条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第50条 審議会の庶務は、住民環境課において行う。

## 第9章 雑則

### (立入検査等)

第51条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場に立ち入り、関係書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 特定工場を設置している者は、第1項の規定による職員の調査を正当な理由なくして拒否することはできない。

### (報告の徴収)

第52条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場を設置している者又は自然環境若しくは生活環境を悪化させるおそれのある者に対して必要な事項を報告させることができる。

### (違反者の公表)

第53条 町長は、この条例に定める遵守すべき事項に違反してばい煙等を排出し、又は発生させ、かつ、この条例による命令に従わない者があると認めるときは、その氏名と実情を公表することができる。

### (委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第10章 罰則

第55条 第31条又は第34条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第27条第1項又は第28条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第51条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条の規定による実施の制限に違反した者

(2) 第32条又は第33条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第35条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同条第2項の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

(4) 第52条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

### (両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第27条第2項の規定による説明会を開催しなかった者

(2) 第42条の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧朝日町環境条例(平成14年朝日町条例第14号。以下「旧朝日町環境条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成27年3月25日条例第20号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則(令和7年3月25日条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。


(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によること



とされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### 3 環境基本計画改定の流れ

越前町環境基本計画の改定にあたっては、以下のスケジュールで協議会及びパブリックコメント等を実施し、検討を行った。


年月日	会議等
令和7年7月3日	第1回越前町環境保全審議会 ・委嘱状交付式 ・会長・副会長選出 ・越前町環境基本計画改定について (改定スケジュール等の確認)
令和7年12月24日	第2回越前町環境保全審議会 ・越前町環境基本計画改定(案)について (素案の内容について審議)
令和8年2月3日	町長説明
令和8年2月12日 ～令和8年2月25日	パブリックコメント
令和8年2月27日	第3回越前町環境保全審議会 ・越前町環境基本計画について (修正案の内容について確認)
令和8年3月23日	答申

## 4 用語集

用語	解説
あ行	
おいしいふくい 食べきり運動	家庭やホテル・レストランなどでおいしい福井の食材を使っておいしい料理を作り、作られた料理をおいしく食べ切って、残ってしまった料理は、家庭では新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時には持ち帰って家庭で食べ切ろうという福井県が主体となって実施している運動のこと。
温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすものの総称。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類があります。
か行	
カーボン ニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
海洋プラスチック ごみ対策アクション プラン	令和元年に開催された海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議において策定された、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指したプラン。重要なことは、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるかであり、経済活動を制約する必要はなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当て、率先して取り組むことが示されています。
クーリング シェルター	危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設。
クリーンアップ ふくい大作戦	福井の豊かで美しい自然環境を守るため、平成4年度から、行政・県民が一体となって県下一斉に行われる環境美化活動。平成17年度から、県内全域にまたがる環境美化活動の統一行動期間を季節ごとに設け、市町は自治会などと一体となって、清掃や花の植栽など地域ぐるみの美化活動を年4回実施しています。
グリーン ツーリズム	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。
GX(グリーントラ ンスフォーメーシ ョン)	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すこと。
光化学 オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

用語	解説
昆明・ モントリオール 生物多様性枠組	2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）採択された新たな生物多様性に関する世界目標。この新たな枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。なお、その他の関連要素として、新枠組の進捗をモニタリング・評価する枠組みである「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。
さ行	
30by30 (サーティ・バイ・サーティ)	2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2023年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けています。
再生可能 エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品は464万トン(2023年度)。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2023年で年間370万トン)の約1.3倍に相当します。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、「多様性」には森林や里地里山などの「生態系」、動植物から微生物などのさまざまな「種」、そして「遺伝子」の3つのレベルがあるとしています。
た行	
ダイオキシン類	炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられような過程で自然にできてしまう副生成物の総称。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼であり、人体に極めて有害です。身近なものとしては、プラスチックやビニールなどを燃やすとダイオキシン類などの有害化学物質の発生の恐れがあります。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることで地球の平均気温が上昇する現象。世界では気温だけでなく海面水位の上昇や氷河の減少など多くの変化が観測されており、人間活動が主な原因とされています。

用語	解説
地産地消	国内の地域で生産されたもの（農林水産物やエネルギーなど）を、その生産された地域内において消費すること。
適応策	地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けられず、影響に備えるための対応のこと。国は「国土交通省気候変動適応計画」を策定しており、同計画に基づきの適応策を推進していくことが重要です。
な行	
ネイチャー ポジティブ	自然再興のこと。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを示しています。
は行	
パリ協定	2015年に世界のすべての国が参加してつくられた、地球温暖化を防ぐための国際的な約束。産業革命より前よりも気温の上昇を「2℃より低く」し、「1.5℃に抑える努力」を続けることが世界共通の目標です。国ごとに温室効果ガスの削減目標をつくり、5年ごとに見直ししながら進捗を報告します。
プラスチック 資源循環戦略	3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた戦略。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応することとしています。
プラスチックに 係る資源循環の 促進等に関する 法律	令和3年6月にプラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律。プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要であり、本法律の施行によって資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることで、「環境・経済・社会の三方よし」を目指しています。
ブルー ツーリズム	海の魅力を体験する海洋レジャーなどを目的とする旅行のこと。
ま行	
マイクロ プラスチック	プラスチックごみのうち、5mm未満の微細なプラスチックごみのこと。プラスチックごみは、近年、海洋生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックはいろいろなプラスチック製品から発生しているといわれており、ペットボトルやビニール袋、衣料品等に使用されている合成繊維もその発生源の一つとされています。



---

## 越前町 住民環境課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL : 0778-34-8708 FAX : 0778-34-1235

E-mail : [juumin@town.echizen.lg.jp](mailto:juumin@town.echizen.lg.jp)



